

平成十年金融再生委員会規則第三号

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則  
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百四十三号)及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令(平成十年政令第三百四十二号)の規定に基づき、並びにこれらを実施するため、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則を次のように定める。

**第一条** この規則において「金融機関等」、「銀行持株会社等」又は「銀行」とは、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、同項第五号又は第二項に規定する金融機関等、銀行持株会社等又は銀行をいう。

（自己資本の充実の状況に係る区分）

区分	著しい 況にあ る旨の 区分	過少資 本の状 況にあ る旨の 区分	健全な 自己資 本の状 況にあ る旨の 区分	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率四パーセ ント以上八パー セント未満	中央金庫	海外営業拠点を有する銀行及び海外拠点を有する信用金庫連合会並びに農林中央金庫及び銀行持株会社等を除く。) 営業拠点を有する銀行、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫及び銀行持株会社等を除く。)
						金融機関等(海外営業拠点を有する銀行、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫及び銀行持株会社等を除く。)
セント未満	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率二パーセ ント以上四パー セント未満	国内基準に係る單 体自己資本比率一 パーセント以上二 パーセント未満	国内基準に係る單 体自己資本比率二 パーセント以上四 パーセント未満	国内基準に係る單 体自己資本比率二 パーセント以上四 パーセント未満	国内基準に係る單 体自己資本比率二 パーセント以上四 パーセント未満	国内基準に係る單 体自己資本比率二 パーセント以上四 パーセント未満
						国内基準に係る單 体自己資本比率二 パーセント以上四 パーセント未満

は、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項に規定する国際統一基準をいう。

第一項及び第二項の表中「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

4 において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年總理府令・大藏省令第四十号）第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。

定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令・大蔵省令・農林水産省令第十三号）第一条第三項又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令・大蔵省令・農林水産省令第十五号）第一条第三項に規定する単体自己資本比率をいう。

第二項の表中「子会社等」とは、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条第一号、農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二条）第五十四条の二第二項又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条）第九十二条第三項において準用する同法第五十八条の二第二項に規定する子会社等をいう。

第二項の表中「連結自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十六項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十五項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四项、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十二項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第十四項に規定する自己資本の充実の状況に係る資本比率をいう。

金融機関等が該当する第一項の表の区分と当該金融機関等及びその子会社等が該当する第二項の表の区分とが異なる場合における法第二条第三項に規定する自己資本の充実の状況に係る



附 則（平成一四年三月二八日内閣府令  
（施行期日）抄  
第一七号）

第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施

行する。

附 則（平成一七年三月三一日内閣府令  
第三五号）

この府令は、平成十七年四月一日から施行す  
る。

附 則（平成一〇年三月二八日内閣府令  
第一一号）

この府令は、平成二十年四月一日から施行す  
る。

附 則（平成二七年一月二六日内閣府  
令第六七号）

この府令は、平成二十八年三月三十一日から  
施行する。  
附 則（平成三一年三月一五日内閣府令  
第五号）

この府令は、平成三十一年三月三十一日から  
施行する。

附 則（令和四年一一月一一日内閣府令  
第六三号）

この府令は、令和五年三月三十一日から施行  
する。

附 則（令和五年一月二七日内閣府令第  
一〇号）

この府令は、令和五年三月三十一日から施行  
する。

附 則（令和五年六月九日内閣府令第五  
二号）

この府令は、令和六年三月三十一日から施行  
する。